

第19回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年5月5日(火) 16:30～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター

災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について
- (2) 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の改定について
- (3) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】 新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

【資料2】 政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月4日変更)」のまん延防止策について

【資料3】 新型コロナウイルス感染拡大防止のための福島県における緊急事態措置(令和2年5月5日改定)

第19回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

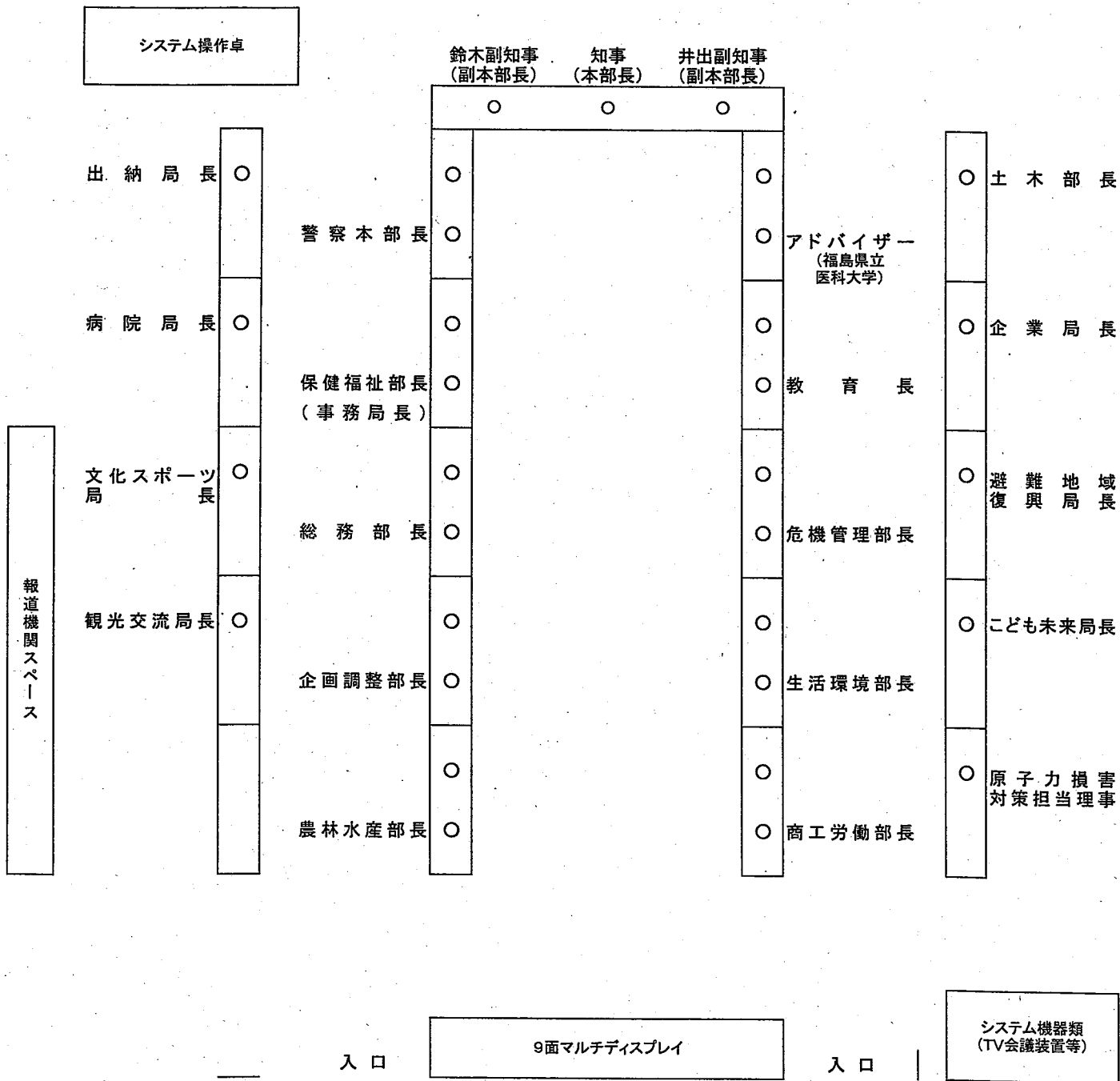
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	こども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	熊谷光彦	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼)医療対策班長	金成由美子	

第19回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



資料 1

新型コロナウイルス感染症患者の県内発生状況について

令和2年5月5日

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
1	3月7日	いわき市	70代	男性	退院済	
2	3月14日	郡山市	70代	女性	退院済	
3	3月31日	福島市	70代	男性	退院済	
4	3月31日	福島市	20代	女性	退院済	
5	4月1日	福島市	70代	女性	退院済	3例目患者の同居家族
6	4月1日	相双 (南相馬市)	50代	男性	退院済	
7	4月2日	相双 (南相馬市)	70代	女性	退院済	6例目患者の同居家族
8	4月2日	県中 (須賀川市)	10代	女性	退院済	
9	4月3日	相双 (南相馬市)	30代	女性	退院済	6例目患者の濃厚接触者
10	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	男性	退院済	9例目患者の同居家族
11	4月4日	相双 (南相馬市)	50代	女性	退院済	9例目患者の同居家族
12	4月4日	相双 (南相馬市)	20代	男性	退院済	9例目患者の同居家族
13	4月4日	県南 (矢吹町)	20代	男性	退院済	
14	4月4日	郡山市	70代	男性	退院済	
15	4月5日	県中 (須賀川市)	30代	男性	入院中	
16	4月5日	県中 (須賀川市)	50代	女性	入院中	8例目患者の濃厚接触者
17	4月7日	福島市	40代	男性	退院済	
18	4月7日	福島市	50代	男性	入院中	
19	4月7日	福島市	40代	女性	入院中	18例目患者の同居家族
20	4月7日	福島市	30代	男性	退院済	

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
21	4月7日	郡山市	50代	男性	退院済	
22	4月7日	県中 (須賀川市)	50代	男性	入院中	8例目患者の同居家族
23	4月7日	県中 (須賀川市)	40代	女性	入院中	8例目患者の同居家族
24	4月7日	県中 (須賀川市)	30代	男性	退院済	
25	4月8日	福島市	20代	男性	入院中	18例目患者の同居家族
26	4月8日	福島市	40代	男性	退院済	18,20例目患者と同じ職場
27	4月8日	郡山市	50代	男性	退院済	18,20例目患者と同じ職場
28	4月8日	いわき市	40代	男性	退院済	
29	4月8日	相双 (南相馬市)	30代	男性	入院中	
30	4月9日	県北 (二本松市)	20代	男性	入院中	18,20,26,27例目患者と同じ職場
31	4月9日	県北 (本宮市)	50代	男性	退院済	18,19,26,27例目患者と同じ職場
32	4月9日	県北 (本宮市)	50代	女性	退院済	31例目患者の同居家族
33	4月9日	県中 (須賀川市)	30代	男性	退院済	13例目患者の同僚
34	4月10日	県北 (二本松市)	60代	男性	入院中	17,18,20,26,27,30,31例目患者 と同じ職場
35	4月10日	県北 (本宮市)	50代	男性	入院中	32例目の同僚
36	4月10日	郡山市	20代	女性	退院済	
37	4月11日	福島市	40代	男性	入院中	17,18,20,26,27,30,31,34例目患 者と同じ職場
38	4月12日	福島市	10歳未満	男性	退院済	37例目患者の同居家族
39	4月14日	いわき市	60代	男性	入院中	
40	4月15日	県北 (本宮市)	50代	男性	入院中	35例目患者の濃厚接触者
41	4月16日	県中 (田村市)	30代	女性	退院済	
42	4月16日	いわき市	50代	男性	入院中	39例目患者の同僚
43	4月16日	いわき市	10代	男性	入院中	39例目患者の同僚

事例	陽性 判明日	保健所 (市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
44	4月16日	いわき市	50代	男性	入院中	39例目患者の同僚
45	4月16日	相双 (広野町)	50代	男性	入院中	
46	4月16日	相双 (南相馬市)	60代	男性	入院中	
47	4月16日	県北 (本宮市)	50代	女性	退院済	
48	4月16日	県北 (大玉村)	50代	女性	退院済	
49	4月16日	県北 (本宮市)	50代	女性	入院中	
50	4月17日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	
51	4月17日	いわき市	30代	男性	退院済	仙台市内26例目患者の濃厚接 触者
52	4月17日	いわき市	40代	男性	退院済	39例目患者の同僚
53	4月18日	いわき市	50代	男性	入院中	43例目患者の同居家族
54	4月18日	いわき市	40代	女性	入院中	43例目患者の同居家族
55	4月18日	いわき市	10代	女性	入院中	43例目患者の同居家族
56	4月18日	いわき市	30代	男性	入院中	39、42、43、44、52例目患者 と同じ職場
57	4月18日	相双 (南相馬市)	60代	女性	入院中	46例目患者の同居家族
58	4月18日	相双 (南相馬市)	80代	女性	入院中	46例目患者の同居家族
59	4月18日	相双 (南相馬市)	50代	男性	入院中	46例目患者と同じ会社
60	4月18日	福島市	50代	女性	入院中	
61	4月19日	福島市	60代	男性	入院中	60例目患者の同居家族
62	4月19日	県北 (本宮市)	40代	男性	入院中	32例目患者の濃厚接触者
63	4月20日	県北 (本宮市)	60代	女性	退院済	32例目患者の濃厚接触者
64	4月20日	県北 (本宮市)	60代	男性	退院済	63例目患者の同居家族
65	4月22日	福島市	30代	女性	退院済	
66	4月24日	福島市	60代	女性	入院中	

事例	陽性判明日	保健所(市町村)	年代	性別	入院/退院	備考
67	4月25日	相双(南相馬市)	60代	男性	入院中	46例目患者の濃厚接触者
68	4月25日	相双(南相馬市)	20代	男性	入院中	59例目患者の濃厚接触者
69	4月26日	県北(本宮市)	50代	女性	入院中	35例目患者の同居家族
70	4月28日	福島市	80代	女性	入院中	
71	4月29日	福島市	10代	男性	入院中	70例目患者の同居家族
72	4月29日	福島市	50代	男性	入院中	70例目患者の同居家族
73	4月30日	福島市	20代	男性	入院中	71例目患者の濃厚接触者
74	5月1日	いわき市	30代	男性	入院中	39例目患者の同居家族
75	5月2日	相双(相馬市)	60代	男性	入院中	
76	5月3日	いわき市	60代	女性	入院中	39例目患者の同居家族
77	5月3日	いわき市	20代	男性	入院中	39例目患者の同居家族
78	5月3日	県中(古殿町)	90代	女性	入院中	

県内の陽性者数	78
入院調整中	0
入院中	44
退院済	34

(令和2年5月5日 10:30現在)

政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
(令和2年5月4日変更)」のまん延防止策について

1 緊急事態宣言について

- 対 象：全都道府県を対象（変更なし）
- 期 間：5月31日まで延長
- 「特定警戒都道府県」についても、引き続き、13都道府県とする。
(東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県)

2 まん延防止策について

<特定警戒都道府県について>

- 「最低7割、極力8割程度の接触機会低減」を目指して、外出の自粛、施設の使用制限等の取組の継続
- 「人との接触を8割減らす10のポイント」「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用した住民への周知 等

<特定警戒都道府県以外の都道府県について>

(1) 外出の自粛について

- 特別措置法第24条9項等に基づき、不要・不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動は極力避けるよう、住民に促す。
- 繁華街の接客を伴う飲食店等への外出を自粛するよう促す。
- 現にクラスターが多数発生しているような場や「3つの密」のある場については、外出を自粛するよう促す。
- 持続的な対策が見込まれることを踏まえ、感染拡大を予防する新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、「人との接触を8割減らす10のポイント」「新しい生活様式（生活スタイル）の実践例」等を活用して住民に周知する。

(2) 催物（イベント等）の開催制限について

- クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等を行う。
- 特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
- 感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、リスクの態様に応じて適切に対応する。

(3) 施設の使用制限等について

- 特別措置法第 24 条 9 項等に基づく施設の使用制限の要請については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断する。
- 現にクラスターが多数発生しているような施設や「3つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。
- 一方、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行う。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をしている際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽 スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 福島県における緊急事態措置

(令和2年5月5日改定)

福島県

福島県緊急事態措置の概要

1. 区域

福島県全域

2. 期間

令和2年5月7日(木)から令和2年5月31日(日)まで

3. 実施内容

(1)外出自粛の要請

- ア 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
- イ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛
- ウ 現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛

(2) 施設の使用制限の協力要請等

- ア 社会生活を維持する上で必要な施設や社会福祉施設等を除く施設については、引き続き休業を要請。
- イ なお、緊急事態措置の実施期間中であっても、県内の感染状況や近隣県の対応、業種毎の感染拡大予防に関するガイドラインの策定状況などを踏まえながら、施設の使用制限の早期の解除を検討する。
- ウ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校についても、引き続き、臨時休業を要請。
- エ その際、子供たちの学習や心身の健康の観点から、早期に休業要請を解除することが望ましいことを踏まえ、学校設置者において、感染予防に最大限配慮した上で実施可能な教育活動を検討し、臨時休業期間中から段階的に実施していくことを要請。あわせて、学校を再開する場合の教育活動のあり方に関する指針を検討することを要請。

(3) イベントの開催自粛の協力要請

- ア クラスタが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについて開催の自粛を要請。特に全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。
- イ 比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

(1)外出自粛要請(特措法第24条第9項)

- ア 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛を要請
- イ 都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛を要請
- ウ 現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛を要請
- エ これらを除く外出の際には、基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する新しい生活様式の徹底を依頼

【都道府県をまたいだ移動(例)】

- 不要不急の帰省や旅行

【クラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場(例)】

- キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設、カラオケなど

2 施設の使用制限の協力要請等

ア 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)

① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テークアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後8時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後7時までとすることを要請(宅配・テークアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、美容、ランドリー、ごみ処理関係等

② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、認定こども園、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

イ 基本的に休止を要請する施設
 ① 特措法による協力要請を行う施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、ライブハウス等	施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項)
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場	
④運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等	
⑤文教施設	学校(大学等を除く。)	

② 特措法による協力要請を行う施設（床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車 教習所、学習塾 等	施設の使用制限等の協力要請 (特措法第24条第9項)
②博物館等	博物館、美術館、図書館	
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、 生活必需サービス以外のサービスの営む店舗	

③ 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容
①大学・学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	特措法によらず、施設の使用制限等の協力を依頼
②博物館等	博物館、美術館、図書館	床面積の合計が1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止要請（休業要請）の趣旨を考慮し、適切な対応について協力を依頼
③ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
④商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗 ※ただし、床面積の合計が100㎡以下の施設においては、適切な感染防止対策を施した上での営業	

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

娯楽 スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

参考2 「適切な感染防止策」についての取組例

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来場者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来場者の入場を制限
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・来場者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保 ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やテレビ会議を利用) ・執務室の配置変更(座席間隔や同時利用の制限)
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員(出入り業者を含む。)のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来場者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒 ・窓口業務等における工夫(仕切り等の設置)
稼働時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車、自転車、徒歩等による出勤の推進) ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やテレビ会議などを活用)

3 イベントの開催自粛の協力要請(特措法第24条第9項)

ア クラスタが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のある集まりについて開催の自粛を要請。特に全国的かつ大規模なイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう、慎重な対応を要請。

イ 比較的少人数のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼。

【比較的少人数(例)】

○ 対象となるイベント等に参加する人数が最大でも50人程度

【比較的少人数のイベント等を開催するための条件】

- ① 3つの密の発生が原則想定されないこと(人と人との間隔はできるだけ2mを目安に)
- ② 大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策(入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等)が講じられること

【比較的少人数の具体的なイベント(例)】

○ 歌唱を伴わない演奏会、茶会などの室内イベント、野外におけるイベント(近距離での会話を伴わないもの)など

福島県緊急事態措置コールセンターの設置

特措法に定める要請・指示等の措置に対する県民や事業者等の疑問や不安に対応するため新たにコールセンターを設置

【コールセンターの概要】

名称：福島県緊急事態措置コールセンター

設置期間：令和2年4月20日(月)から当面の間

開設時間：9時～18時(土日祝日も含む)

受付方法：専用電話

受付電話番号：024-521-8643